

令和6年度
加東市一般廃棄物処理実施計画

令和6年4月1日

加東市

令和6年度 加東市一般廃棄物処理実施計画

I 基本事項

1 本計画の位置付け

本計画は、加東市ごみ処理基本計画に基づき、本市の区域内で発生する一般廃棄物の適正処理を確認し、あわせて同基本計画の推進及び実施のために必要な廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関して必要な事項を定めるものである。

2 計画期間及び計画区域

(1) 計画期間

この一般廃棄物処理実施計画の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(2) 計画区域

加東市全域とする。

3 令和6年度ごみ排出量（見込み）

廃棄物の種類	発生見込量
生活系ごみ	5,950 t/年
事業系ごみ	4,081 t/年
合計	10,031 t/年 ※ 集団回収量を除く

II ごみ処理実施計画

1 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(1) ごみの発生・排出抑制の推進

施 策	内 容
生ごみの水切り運動	生ごみは多くの水分を含んでいるため、水切りの徹底を啓発する。 また、生ごみ堆肥化の知識を持つ市民団体と連携し、生ごみ減量への取組を推進する。
マイバッグ持参運動	ごみ発生抑制のきっかけとなるレジ袋削減の取組を、市民団体と連携し、啓発を行う。
ごみの3R運動	ごみの減量化・資源化のため3つの「R」を推進する。 1. リデュース(ごみになるものは減らす) 2. リユース(何度も繰り返し使う) 3. リサイクル(資源として再利用する)
フードドライブ及び食べきり運動	食品ロス・食品廃棄物の排出抑制のため、マックスバリュ西日本株式会社及び加東市社会福祉協議会と協働で、フードドライブを実施する。また、事業者や市民に対し食べきり運動等の普及啓発を行う。
排出事業者の啓発・指導	排出事業者に対してごみの減量化・資源化の啓発・指導を行う。 <事業系ごみの状況> 加東市の事業系ごみの排出量及び順位 R1 285g/人日(順位:21位/41市町) R2 265g/人日(順位:21位/41市町) R3 281g/人日(順位:26位/41市町) ※一般廃棄物処理実態調査から
事業系一般廃棄物収集運搬業許可制度	事業者の減量化・再資源化意識の高揚と自己処理責任の明確化を図り、事業者の多様な要請に対応していくうえで、許可業者による収集運搬体制を確保する。
搬入物展開検査	一般廃棄物収集運搬業許可業者によって持ち込まれる搬入物の展開検査を行い、許可業者や排出事業者に対して、ごみの適正処理に関する啓発・指導を行う。

(2) ごみの減量に向けた意識啓発

施 策	内 容
保健衛生推進委員制度	快適な生活環境づくりを目指し、地域のリーダーとして、ごみの減量化・資源化及び適正排出の推進役を担うとともに、市と連携して啓発活動の充実を図る。
保健衛生推進協議会	ごみの減量化・資源化及び適正処理に関する施策などを審議する。
ごみ減量・リサイクル懇談会の実施	全地区（自治会）を対象に、保健衛生推進委員等と協働で懇談会を開催し、分別排出ルールの説明、排出指導並びに減量化・資源化促進に関する啓発を行う。
視察研修会	ごみ処理や再資源化の実態を身近に体験し、ごみの減量や分別の必要性について市民の理解を促進していくため、保健衛生推進委員を対象に、ごみ処理施設、再資源化施設等の視察研修会を実施する。
出前講座	学校、地区（自治会）、各種団体等に対する啓発活動として、ごみの減量、資源化に関する出前講座を開催する。
イベントによる啓発	市内で開催されるイベント等の機会を活用し、ごみの減量意識と資源化について啓発する。
ポスター展	環境やごみの分別など、環境意識の啓発に関するポスターを募集し、イベント等で展示する。
広報かとう等による情報発信	市民によるごみの減量化・資源化の取組を促進するため、ごみの減量化・資源化に役立つ情報を発信する。
市ホームページによる情報発信	ごみ処理とリサイクルに関する施策や情報等を分かりやすく提供するとともに、随時内容の充実を図る。
ごみ収集カレンダーの作製及び配布	ごみの分別種類、収集日を周知し、適正排出を促すため、ごみ収集カレンダーを作製し、全戸配布する。
ごみ分別辞典の配布	ごみ収集カレンダーを補完するため、家庭から出る資源物の分別排出方法等をまとめた“加東市ごみ分別辞典”を希望者に配布する。

(3) 資源ごみの分別の徹底

施 策	内 容
ごみ収集箱設置補助事業	地区（自治会）等が維持管理するごみ収集箱の設置に要する経費の一部を助成し、環境美化及び生活環境の維持・改善を図る。
容器包装プラスチックのリサイクル	「燃えるごみ」の減量及び資源化を推進するため、市民が分別し指定袋で排出した容器包装プラスチックを、市が収集、保管し、中間処理施設に引き渡す。その後、中間処理施設で選別、梱包したものを、再商品化事業者へ引き渡す。
硬質プラスチックのリサイクル	「燃えるごみ」の減量及び資源化を推進するため、市民が分別し排出した硬質プラスチック（製品系プラスチック）を、市が収集、保管し、再資源化事業者へ引き渡す。
缶・小型金属類のリサイクル	市民が分別し排出した金属類を、市が収集し、小野クリーンセンターへ引渡し、アルミ、スチールと鉄くず等に選別し、再利用事業者へ引き渡す。
乾電池のリサイクル	市民が分別し排出した乾電池を、市が収集、保管し、再資源化事業者へ引き渡す。再資源化事業者において鉄、亜鉛、マンガン、水銀に選別し、再利用事業者へ引き渡す。
蛍光灯・電球のリサイクル	市民が分別し排出した蛍光灯等を、市が収集、保管し、再資源化事業者へ引き渡す。再資源化事業者において水銀、ガラス、アルミに選別し、再利用事業者へ引き渡す。
ペットボトルのリサイクル	「燃えるごみ」の減量及び資源化を推進するため、市民が分別し排出したペットボトルを、市が収集し、小野クリーンセンターへ搬入する。小野クリーンセンターにおいて選別、梱包したものを、再商品化事業者へ引き渡す。
ガラスびんのリサイクル	市民が無色・茶色・その他色に分別し排出したびんを、市が収集、保管し、再資源化事業者へ引き渡す。
資源物の拠点回収	市が指定した場所へ市民によって持ち込まれた大型プラスチック及び大型金属類を、再資源化事業者又は再利用事業者へ引き渡す。
廃食用油の拠点回収	市が指定した場所へ市民によって持ち込まれた家庭から出る廃食用油を、再資源化事業者へ引き渡す。

使用済小型家電の 拠点回収	市が指定した場所へ市民によって持ち込まれた使用済小型家電を、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）（小型家電リサイクル法）に基づき、再商品化事業者に引き渡す。
改善ステッカーの活用	市民が分別を誤って排出したごみに対してステッカーを貼り、適正排出の向上を図る。

(4) 資源化の拡大

施 策	内 容
焼却灰等のリサイクル	小野クリーンセンターから排出される焼却灰等の一部をセメントリサイクル事業に活用する。
資源ごみ集団回収運動の 奨励	ごみの減量化及び資源の有効利用を促進するため、資源ごみの回収を実施した団体に対し、奨励金を交付する。また、雑がみ(紙箱、封筒、コピー用紙など)を資源ごみ集団回収に出すよう啓発する。 <回収品目：紙類、布類、金属類及びリターナルびん> 奨励金(年3回以内)：4円/kg 奨励金(年4回以上)：5円/kg 実施1回当たり3,000円
店頭回収の推進	ペットボトル、食品トレイ、アルミ缶及び牛乳パックなどの資源物の店頭回収に取り組む店舗を支援する。また、市民に対しても積極的に協力するよう啓発する。

2 収集・運搬計画

(1) 収集運搬する一般廃棄物の区分等

区 分		収集運搬 主 体	収 集 回 数	収集方法	搬 入 先	
生 活 系 一 般 廃 棄 物	燃えるごみ	直 営 又 は 委 託	週 2 回	指定ごみ袋 に入れ、ご みステーシ ョンに分別	小野クリーンセンター	
	資 源 ご み	容器包装 プラスチック	直 営	週 1 回	ごみステー ションに分 別排出され たものを指 定日に収集	株式会社ダイシン (選別・保管施設)
		硬質 プラスチック	直 営	月 1 回		大栄環境株式会社
		ペットボトル	直 営	月 1 回		小野クリーンセンター
		缶・小型金属類	直 営	No.1地域 月 1 回		小野クリーンセンター
				No.2・3 地域 月 2 回		
		びん	直 営	月 1 回		株式会社大原ガラス リサイクル
		乾電池	直 営	月 1 回		再資源化事業者
		蛍光灯・電球	直 営	月 1 回		再資源化事業者
	不燃ごみ	直 営	月 1 回	大阪湾広域臨海環境 整備センター神戸沖 埋立処分場		
	粗大ごみ	排出者	随時	直接搬入	小野クリーンセンター	
	大型資源物		年 2 回	拠点回収	再資源化事業者	
	廃食用油	排出者	随時	ボックス回収	再資源化事業者	
			年 2 回	拠点回収	再資源化事業者	
使用済小型家電	排出者	随時	直接搬入	小野クリーンセンター		
			ボックス回収	再商品化事業者		
		年 2 回	拠点回収	再商品化事業者		

	土砂・ガレキ類等	排出者	随時	直接搬入	上中埋立処分地 蕨残土処理場
	自己搬入ごみ	排出者	随時	直接搬入	小野クリーンセンター
事業系一般廃棄物		排出者 又は 許可業者	随時		小野クリーンセンター 又は資源化処理を 行う処分業者等

(2) 生活系一般廃棄物

① 収集運搬方法

生活系一般廃棄物（一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物）は、「2 収集・運搬計画 (1) 収集運搬する一般廃棄物の区分等」（6頁）により、市が定期的に収集し、中間処理施設等へ搬入する。

なお、各地区（自治会）等で設置し維持管理するごみステーションのうち、市が指定したものに限り収集を行うこととする。

<標準収集曜日>

種 類	No.1地域					No.2 地域	No.3 地域
	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区		
燃えるごみ	火曜日・金曜日						
容器包装プラスチック	水曜日						
硬質プラスチック	第1 月曜日	第2 月曜日	第3 月曜日	第4 月曜日	第4 木曜日	第3 木曜日	第1 木曜日
ペットボトル						第1・第3 木曜日	第1・第3 木曜日
缶・小型金属類						第1月曜日	
びん(無色)						第2月曜日	
びん(茶色)						第3月曜日	
びん(その他色)						第1 木曜日	第3 木曜日
乾電池							
蛍光灯・電球							
不燃ごみ							

< 収集日が休日の場合 >

種類 \ 休日の種類	12月28日から1月5日まで	年末年始以外の祝休日
燃えるごみ	12月30日のみ収集する	収集する
容器包装プラスチック	収集しない	収集しない
硬質プラスチック	収集日を変更し、収集する	収集日を変更し、収集する
ペットボトル		
缶・小型金属類		
びん		
乾電池		
蛍光灯・電球		
不燃ごみ		

< 収集地域・地区の区分 >

		対 象 地 区
No.1 地 域	A地区	社1区、小元団地、社2区、社3区、社4区、社5区、ひろのが丘、藤田南、嬉野台団地、兵教大職員宿舎、松尾、出水、田中、木梨、藤田
	B地区	山国、鳥居、貝原、野村、西垂水、窪田、家原、沢部、沢部団地、福吉、上田、大門、西古瀬、中古瀬、東古瀬、屋度、東実
	C地区	畑、廻渕、池之内、湖翠苑、上三草、下三草、山口、馬瀬、牧野、吉馬、やしろ台、上鴨川、下鴨川、平木、上中、上中団地、梶原、梶原団地、喜田、稲尾
	D地区	天神、掬鹿谷、黒谷、古家、常田、秋津台、西戸、少分谷、貞守、長井、長谷、黒石、永福台、横谷、森、南山、岡本、岩屋、森尾
	E地区	上久米、下久米、久米、兵教大学生宿舎、新定、吉井、小沢、栄枝、厚利、松沢、東垂水、大畑、蔵谷、藪、依藤野、嬉野東
No.2地域		光明寺、上滝野、新町、曾我、多井田
No.3地域		下滝野、北野、穂積、河高、高岡、桜台

② 排出方法

a ごみステーション収集

排出者は、市が行う生活系一般廃棄物の収集に際して、ごみステーションに生活系一般廃棄物を排出するときは、「2 収集・運搬計画、(1) 収集運搬する一般廃棄物の区分等」(6頁)に従い適正に分別するとともに、次の排出方法を遵守するものとする。

- ・ごみステーションを利用するにあたっては、維持管理する各地区(自治会)等の取り決めに従うものとする。
- ・排出時間は各地区(自治会)等において独自の取り決めができるものとするが、収集日の午前8時30分までに排出されたものを収集対象とする。
- ・硬質プラスチック、ペットボトル、缶・小型金属類、びん、乾電池、蛍光灯・電球及び不燃ごみをごみステーションに排出するときは、種類ごとに定められた処理方法・手順により、それぞれの容器へ分類し、排出するものとする。
- ・市民のごみ減量化・再資源化に対する意識の高揚と、収集の効率化、環境美化、作業の安全性確保のために、生活系一般廃棄物のうち、燃えるごみ及び容器包装プラスチックは、指定袋による排出とする。

<ごみステーション指定数>

地区名	可燃	不燃	地区名	可燃	不燃	地区名	可燃	不燃
社1区	74	34	上 中	8	3	下久米	6	4
小元団地			上中団地	1	1	兵教大学生宿舎	4	4
社2区			梶 原	6	2	久 米	6	3
社3区			梶原団地	1	1	上三草	10	6
社4区			喜 田	5	4	ビレッジハウス三草	1	1
社5区			沢 部	6	2	下三草	2	1
嬉野台団地	3	2	沢部団地	2	1	木 梨	14	9
ひろのが丘	3	2	福 吉	2	1	藤 田	3	3
藤田南	8	1	上 田	6	2	山 口	2	1
山 国	26	15	大 門	2	1	馬 瀬	3	1
兵教大職員宿舎	1	1	西古瀬	2	1	牧 野	2	2
松 尾	2	2	中古瀬	1	1	吉 馬	1	1
出 水	3	1	東古瀬	4	2	やしろ台	1	1
田 中	2	1	屋 度	1	1	上鴨川	7	4
鳥 居	1	1	東 実	4	1	下鴨川	3	1
貝 原	2	2	畑	1	1	平 木	7	7
野 村	2	2	廻 渕	1	1	きよみず郷	1	1
西垂水	1	1	池之内	1	1			
窪 田	3	2	湖翠苑	1	1			
家 原	8	5	上久米	10	4	社地域計	277	154

地区名	可燃	不燃	地区名	可燃	不燃	地区名	可燃	不燃
光明寺	5	5	穂 積	3	1	高 岡	28	27
上滝野	41	40	稲 尾	7	2	桜 台	2	2
下滝野	38	38	曾 我	8	7			
新 町	13	12	多井田	12	11			
北 野	19	11	河 高	19	19	滝野地域計	195	175

地区名	可燃	不燃	地区名	可燃	不燃	地区名	可燃	不燃
天神	10	1	黒石	3	1	栄枝	4	1
掬鹿谷	3	2	永福台	2	1	厚利	3	1
黒谷	3	2	横谷	6	1	松沢	3	3
古家	2	1	森	7	1	東垂水	2	1
常田	3	1	南山	14	6	大畑	7	1
秋津台	2	2	岡本	8	1	蔵谷	3	1
西戸	1	1	岩屋	5	2	藪	3	1
少分谷	2	1	森尾	2	2	依藤野	1	1
貞守	3	1	新定	14	1	嬉野東	4	2
長井	2	1	吉井	6	4			
長谷	5	1	小沢	2	2	東条地域計	135	48

b 拠点回収

排出者は、大型資源物、廃食用油及び使用済小型家電は、市が指定する回収場所に直接搬入するものとする。

c 埋立ごみ

社・滝野地域内の個人で行う一般住宅の解体等に伴って発生する瓦、土砂、ガレキ類等の廃棄物処理を希望する者は、市長に申し込み、条例に定める手数料を納付後、市長が指定する場所で係員に許可書を提示し搬入するものとする。

東条地域内の一般住宅の解体等に伴って発生する瓦、土砂、ガレキ類等の廃棄物処理を希望する者は、市長に申し込み、条例に定める手数料を納付後、市長が指定する場所で係員に許可書を提示し搬入するものとする。

d 直接搬入ごみ

小野クリーンセンターへ直接搬入する場合は、ごみ処理施設使用基準に従い、受入している日時に搬入するものとする。

③ 排出禁止物

次に掲げるものは、市の指定するごみステーション及び資源物の拠点回収であっても排出できない。

a 各種リサイクル法等に基づきメーカー等により回収される一般廃棄物

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）（家電リサイクル法）の規定に基づき、エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機を廃棄するときは、家電小売店等に所定の料金を支払うとともに、当該家庭用機器を引渡し、再商品化するものとする。

b 廃消火器

廃消火器リサイクルシステムにより、廃消火器の引取り、適正処理・リサイクルの効率的な回収システムが構築されており、排出者が処分料金を支払い処分するものとする。

c 小野クリーンセンターにおいて処理が困難な一般廃棄物

d 引越し等により一時的に多量に発生する一般廃棄物

e その他生活系一般廃棄物の処理に著しい支障が生ずるもの

(3) 事業系一般廃棄物

① 処理方法

事業系一般廃棄物（事業活動に伴って生じた一般廃棄物）は、事業者が自らの責任において次のいずれかの方法により、適正に処理するものとする。

a 事業者が自ら処理する。

b 市長が許可した一般廃棄物処理業許可業者に委託して処理する。

小野クリーンセンターに搬入する場合は、事業者が自ら同センターへ搬入し、または市長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して同センターへ搬入する。

② 資源物の取扱い

専ら再生利用の目的となる一般廃棄物（紙類、布類、びん、金属類）及びその他の資源物（ペットボトル等）については、事業者が自ら運搬し、または市長が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者等に収集運搬を委託することにより、資源化処理を行う一般廃棄物処分業者等の施設へ搬入し、資源化に努めるものとする。

※びん、金属類、ペットボトル等については、従業員等の個人消費に伴って排出されるものに限る。

③ 小野クリーンセンター受入基準の遵守

事業系一般廃棄物を小野クリーンセンターへ搬入する場合は、受入基準を遵守するものとする。

(4) その他のごみ

地域住民のクリーンキャンペーン等清掃活動によるごみ等は、「2 収集・運搬計画、(1) 収集運搬する一般廃棄物の区分等」（6頁）による区分ごとに分別の上、各地区（自治会）のごみステーションにそれぞれ排出し、または一時的多量排出ごみとして、小野クリーンセンターへ直接搬入することができる。

Ⅲ し尿及び浄化槽汚泥処理実施計画

1 処理計画

(1) 生活排水処理施設の整備と普及

① 合併処理浄化槽の普及・促進

公共下水道区域外における合併処理浄化槽の設置に対して補助金を交付し、設置を促進する。

② 浄化槽適正管理の普及啓発

合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽については、設置者の責任のもとで適正な維持管理が行われるように、定期的な保守点検・清掃や法定検査の実施等に関する普及啓発を図る。

(2) し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進

① 収集運搬計画

廃棄物の種類	収集運搬主体	計画収集量	収集方式	搬入先
し尿 浄化槽汚泥	許可業者	6,570k1/年	申込み及び 定期収集方式	北播衛生事務組合 南部衛生公園

②収集業者及び収集地区の区分（し尿）

業者名	所在地	収集の区域
(有)クリーンサービス	加東市久米531	社地域・東条地域
新北播企業(株)	西脇市郷瀬町398-1	滝野地域

IV 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業

1 許可方針

一般廃棄物処理業許可については、既存の許可業者の能力や実績、本市における今後の一般廃棄物発生見込量を考えると、既存の許可業者によって適正な収集運搬が行われているため、原則として新規の許可は行わないものとする。

なお、廃棄物の広域的な処理やリサイクルを促進する観点から必要と認めた場合はこの限りではない。

2 一般廃棄物処理業許可業者

業 種	廃棄物の種類	業 者 名	所 在 地	許可の区域
収 集 運 搬 業	ご み	(有)クリーンサービス	加東市久米531	社地域・東条地域
		(株)ウエルフェア	加東市藤田1497-2	社地域・東条地域
		(株)巴山環境	小野市日吉町570-65	社地域（限定5事業所） 東条地域
		(有)エコリサイクル	西脇市高松町633-81	社地域（限定2事業所） 東条地域
		(株)カンキョウ	加西市北条町黒駒6-3	東条地域
		(株)かんぜおん	西脇市鹿野町1050-2	東条地域
		(有)アルミック徳原	西脇市大野150-1	東条地域
		(株)寺根商店	西脇市日野町131	滝野地域
		(有)カワキシ	西脇市黒田庄町前坂 458	滝野地域
		(有)白田	西脇市野中町461-1	滝野地域
		藤田清掃 代表 藤田善久	西脇市小坂町301-1	滝野地域
		(株)新川商店	西脇市上野418-1	滝野地域
		(有)環衛社	西脇市大野544-8	滝野地域
		安田商店 代表 安田秀喜	西脇市野村町1816-11	滝野地域
	し 尿	(有)クリーンサービス	加東市久米531	社地域・東条地域
		新北播企業(株)	西脇市郷瀬町398-1	滝野地域
	浄化槽 汚 泥	(有)クリーンサービス	加東市久米531	社地域・東条地域
(株)大洋		姫路市山吹二丁目 11-12	加東市域	

		兵神浄化(有)	神戸市中央区脇浜町2丁目10-14	社地域
		新北播企業(株)	西脇市郷瀬町398-1	滝野地域・東条地域
		(株)かんぜおん	西脇市鹿野町1050-2	東条地域
		(株)カンキョウ	加西市北条町黒駒6-3	東条地域

3 浄化槽清掃業許可業者

業 者 名	所 在 地	許可の区域
(有)クリーンサービス	加東市久米531	社地域・東条地域
(株)大洋	姫路市山吹二丁目11-12	加東市域
兵神浄化(有)	神戸市中央区脇浜町2丁目10-14	社地域
新北播企業(株)	西脇市郷瀬町398-1	滝野地域・東条地域
(株)かんぜおん	西脇市鹿野町1050-2	東条地域
(株)カンキョウ	加西市北条町黒駒6-3	東条地域